

役員改正と基金の創設

●役員改正 別紙1—①

1. 組長・役員の兼務の是非

令和6年4月から市からの各戸配布物がなくなる。一丁目独自の各戸配布は原則として行わないため、組長の主たる業務は、回覧文書の配布と組会計となる。

これまで、一丁目16組のうち集合住宅を除く13の組は、町内会役員として組長・役員の2名を毎年選出してきた。しかし、組長業務の軽減により、組長が役員を兼務する案を提案したい。

2. 組長・役員報酬の改正の是非

現在の組長報酬はその業務量が軽減するため減額とする。また、子ども育成・健康福祉・生活環境の正副に報酬の差異はない。正はコミセン業務が加わることに對し、副にはこれがない。よって差異をつけることを提案したい。

3. 町内会長の選出方法

これまで一丁目は、「組長16人＋役員13人の計29人」中から会長を選出してきた。しかし、兼務になった場合、組長と会長の兼務は勤労年齢の人にはかなり厳しいことを経験上伝えたい。会長の選出方法を後述する。

学級委員長方式

組長16人の中から選出する。兼務であっても人を選別し会長とする。欠点は会長・組長兼務のため、その業務量は増える。

PTA 会長方式

組長らで会長選考委員会を作り、町内から相応しい人物を選出する。欠点は決まらない確率が高い。決まらなかった場合、会長の再任の可能性が出て来る。

折衷案方式

組長16人から会長を選出。会長が出した組は再度、組内で組長を選ぶ。現段階では最良と考える。